申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

<table>
<tr><td colspan="2">許認可等の内容</td><td>児童手当の所得制限</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>児童手当法第５条</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>こども未来部こども給付課給付係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">審査基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>児童手当は、一般受給者の前年の所得（１月から５月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする）が、所得制限限度額以上であるときは、支給しない。
ただし、児童手当が支給されない者についても、当分の間、児童１人につき月額５，０００円の特例給付を支給している。
また、所得の制限額、所得の範囲及びその額の計算方法は、政令（児童手当法施行令）で定められている。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">標準処理期間</td><td>標準処理期間
（未設定の場合はその理由）</td><td>約１か月</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>